

1 当行グループの事業の概況

平成19年9月期のわが国経済は、企業部門の好調さが個人消費の増加や雇用情勢の改善へと波及しており、本年8月の米国のサブプライムローン問題を発端とした世界的な金融市場の混乱がみられたものの、引き続き回復基調を保ちつつ推移いたしました。

金融界におきましては、本年9月に幅広い金融商品について包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整備した金融商品取引法が施行されました。また、本年10月には、日本郵政公社が民営化され、持ち株会社の日本郵政株式会社とその傘下の4事業会社（株ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険、郵便局(株)および郵便事業(株)）の体制に移行しております。

このような金融経済環境のなか、当行グループは経営内容の充実と業績の向上に努めました結果、平成19年9月期の業績は次のとおりとなりました。

[預金・譲渡性預金]

預金・譲渡性預金につきましては、定期性預金を中心に積極的な預金吸収に努めた結果、平成19年3月末比1,371億円増加し、6兆1,839億円となりました。

[貸 出 金]

貸出金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズにお応えする一方、不良債権の売却・償却によるオフバランス化を進めました結果、平成19年3月末比32億円減少し、4兆7,924億円となりました。

[有 価 証 券]

有価証券につきましては、平成19年3月末比88億円増加し、1兆5,231億円となりました。

[損 益 状 況]

損益状況につきましては、経常収益は貸出金利息や国債等債券売却益の増加を主因として、前年同期比18億67百万円増加し、925億13百万円となりました。一方、経常費用は引き続き経費削減に努めましたが、預金利息を中心とした資金調達費用が大幅に増加したことなどにより、前年同期比79億48百万円増加し、733億82百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比60億81百万円減少し、191億31百万円、中間純利益は前年同期比78億1百万円減少し、68億31百万円となりました。

2 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

	平成17年中間期	平成18年中間期	平成19年中間期	平成17年度	平成18年度
連 結 経 常 収 益	104,736	90,646	92,513	200,230	179,790
連 結 経 常 利 益	14,401	25,212	19,131	31,888	46,820
連結中間(当期)純利益	4,691	14,632	6,831	12,899	—
連 結 純 資 産 額	251,464	309,760	309,704	262,297	320,738
連 結 総 資 産 額	6,758,530	6,915,128	6,967,011	6,935,384	6,952,905
自 己 資 本 比 率	—%	3.90%	4.07%	—%	4.17%
連結自己資本比率 (国内基準)	8.64%	9.33%	9.30%	8.79%	9.30%

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。

4. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、

国内基準を採用しております。

なお、平成18年中間期以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

3 中間連結財務諸表

平成18年9月期の中間連結財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、平成19年9月期の中間連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

中間連結貸借対照表

■ 資産の部

(単位：百万円)

	平成18年9月末	平成19年9月末
現金及び預金	318,409	304,415
有価証券	5,111	6,078
貸倒引当金	34,342	35,157
固定資産	1,198	1,131
有形固定資産	15,624	17,070
無形固定資産	1,477,209	1,523,180
繰上資産	4,728,673	4,792,469
繰上負債	1,566	1,521
繰上資産	35,118	40,151
繰上負債	123,391	122,752
繰上資産	4,699	4,210
繰上負債	81,546	63,837
繰上資産	172,047	126,217
繰上負債	△ 83,175	△ 69,851
繰上資産	△ 634	△ 1,329
繰上負債	6,915,128	6,967,011

■ 負債及び純資産の部

(単位：百万円)

	平成18年9月末	平成19年9月末
預金	5,871,690	6,027,531
有価証券	100,740	156,375
貸倒引当金	59,191	28,111
固定資産	168,038	115,681
有形固定資産	77,028	22,415
無形固定資産	86	172
繰上資産	72,000	97,000
繰上負債	6	4
繰上資産	46,534	46,486
繰上負債	14,151	12,691
繰上資産	—	878
繰上負債	—	664
繰上資産	23,854	23,076
繰上負債	172,047	126,217
繰上資産	6,605,368	6,657,307
繰上負債	85,745	85,745
繰上資産	90,301	90,301
繰上負債	48,340	63,182
繰上資産	△ 479	△ 587
繰上負債	(223,907)	(238,641)
繰上資産	16,206	16,508
繰上負債	△ 94	△ 8
繰上資産	29,944	28,796
繰上負債	△ 0	△ 0
繰上資産	(46,055)	(45,296)
繰上負債	39,797	25,766
繰上資産	309,760	309,704
繰上負債	6,915,128	6,967,011

(注)平成19年9月末の注記事項には番号を付し、内容を20頁に記載しております。

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成18年9月期	平成19年9月期
経常収益	90,646	92,513
資金運用収益	69,509	71,575
(うち貸出金利利息)	(57,117)	(58,919)
(うち有価証券利息配当金)	(11,949)	(11,893)
信託報酬	5	5
役務取引等収益	16,346	15,756
特定取引収益	115	91
その他業務収益	558	1,799
その他経常収益	4,110	3,285
経常費用	65,434	73,382
資金調達費用	6,912	13,029
(うち預金金利利息)	(2,173)	(8,032)
役務取引等費用	5,155	4,976
その他業務費用	135	1,273
営業経費	43,288	41,752
その他経常費用 [注記1]	9,942	12,351
経常利益	25,212	19,131
特別利益 [注記2]	3,717	1,406
特別損失 [注記3、4]	3,819	4,122
税金等調整前中間純利益	25,110	16,415
法人税、住民税及び事業税	245	259
法人税等調整額	9,301	9,223
少数株主利益	930	101
中間純利益	14,632	6,831

(注) 平成19年9月期の注記事項には番号を付し、内容を21頁に記載しております。

中間連結株主資本等変動計算書

(平成18年9月期)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
平成18年3月31日 残 高	63,517	103,733	41,073	△ 425	207,900	
中間連結会計期間中の変動額						
新株予約権付社債の転換	22,227	22,172			44,400	
剰 余 金 の 配 当 (注)			△ 3,666		△ 3,666	
中 間 純 利 益			14,632		14,632	
持分変動に伴う利益剰余金増加			7		7	
自 己 株 式 の 取 得				△ 41,222	△ 41,222	
自 己 株 式 の 処 分		0		4	4	
自 己 株 式 の 消 却		△ 35,605	△ 5,557	41,162	—	
土地再評価差額金の取崩			1,850		1,850	
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額(純額)						
中間連結会計期間中の変動額合計	22,227	△ 13,432	7,266	△ 54	16,006	
平成18年9月30日 残 高	85,745	90,301	48,340	△ 479	223,907	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評価・換算 差 額 等 合 計		
平成18年3月31日 残 高	22,602	—	31,794	△ 0	54,396	39,466	301,763
中間連結会計期間中の変動額							
新株予約権付社債の転換							44,400
剰 余 金 の 配 当 (注)							△ 3,666
中 間 純 利 益							14,632
持分変動に伴う利益剰余金増加							7
自 己 株 式 の 取 得							△ 41,222
自 己 株 式 の 処 分							4
自 己 株 式 の 消 却							—
土地再評価差額金の取崩							1,850
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額(純額)	△ 6,395	△ 94	△ 1,850	0	△ 8,340	330	△ 8,010
中間連結会計期間中の変動額合計	△ 6,395	△ 94	△ 1,850	0	△ 8,340	330	7,996
平成18年9月30日 残 高	16,206	△ 94	29,944	△ 0	46,055	39,797	309,760

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(平成19年9月期)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成19年3月31日 残高	85,745	90,301	59,733	△ 540	235,239
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△ 3,602		△ 3,602
中間純利益			6,831		6,831
自己株式の取得				△ 54	△ 54
自己株式の処分			△ 1	7	6
土地再評価差額金の取崩			221		221
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計	—	—	3,448	△ 46	3,402
平成19年9月30日 残高	85,745	90,301	63,182	△ 587	238,641

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日 残高	25,926	△ 43	29,018	△ 0	54,901	30,597	320,738
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)							△ 3,602
中間純利益							6,831
自己株式の取得							△ 54
自己株式の処分							6
土地再評価差額金の取崩							221
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額(純額)	△ 9,418	34	△ 221	△ 0	△ 9,605	△ 4,831	△ 14,437
中間連結会計期間中の変動額合計	△ 9,418	34	△ 221	△ 0	△ 9,605	△ 4,831	△ 11,034
平成19年9月30日 残高	16,508	△ 8	28,796	△ 0	45,296	25,766	309,704

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成18年9月期	平成19年9月期
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	25,110	16,415
減価償却費	2,458	2,595
減損損失	3,369	2,874
のれん償却額	150	179
持分法による投資損益(△)	—	△ 21
貸倒引当金の増減(△)額	△ 7,521	△ 3,952
投資損失引当金の増減(△)額	8	677
退職給付引当金の増減(△)額	△ 902	△ 560
役員退職慰労引当金の増減(△)額	—	△ 156
時効預金払戻損失引当金の増減(△)額	—	664
資金運用収益	△ 69,509	△ 71,575
資金調達費用	6,912	13,029
有価証券関係損益(△)	△ 825	△ 68
金銭の信託の運用損益(△)	586	57
為替差損益(△)	△ 207	△ 421
固定資産処分損益(△)	335	466
特定取引資産の純増(△)減	256	121
貸出金の純増(△)減	40,033	3,229
預金の純増減(△)	△ 61,149	82,908
譲渡性預金の純増減(△)	85,819	54,352
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	49,796	△ 25,319
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	6,630	3,359
コールローン等の純増(△)減	3,279	764
コールマネー等の純増減(△)	△ 70,399	△ 5,540
債券貸取引受入担保金の純増減(△)	20,444	△ 68,897
外国為替(資産)の純増(△)減	3	△ 237
外国為替(負債)の純増減(△)	△ 69	85
資金運用による収入	68,298	71,479
資金調達による支出	△ 6,523	△ 10,238
その他	1,294	△ 1,895
小計	97,680	64,373
法人税等の支払額	△ 460	△ 410
営業活動によるキャッシュ・フロー	97,219	63,963
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 158,949	△ 209,859
有価証券の売却による収入	50,826	100,883
有価証券の償還による収入	71,240	81,580
金銭の信託の増加による支出	△ 16,000	△ 1,274
金銭の信託の減少による収入	19,789	3,872
有形固定資産の取得による支出	△ 1,985	△ 3,647
有形固定資産の売却による収入	420	520
無形固定資産の取得による支出	—	△ 339
子会社株式の取得による支出	△ 4	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,661	△ 28,264
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	3,000	—
劣後特約付借入金の返済による支出	△ 4,000	△ 5,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出	△ 7,300	—
少数株主への株式の発行による収入	—	4,003
少数株主からの株式の取得による支出	—	△ 7,199
優先出資証券の発行による収入	—	17,000
優先出資証券の償還による支出	—	△ 20,800
配当金支払額	△ 3,666	△ 3,602
少数株主への配当金支払額	△ 410	△ 468
自己株式の取得による支出	△ 41,222	△ 54
自己株式の売却による収入	4	6
子会社による当該会社の自己株式の処分による収入	54	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 53,539	△ 16,116
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	1	△ 2
V 現金及び現金同等物の増加額	9,019	19,579
VI 現金及び現金同等物の期首残高	247,096	234,630
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	256,116	254,209

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（平成19年9月期）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 11社

会社名		
株式会社長崎銀行	Nishi-Nippon Finance (Cayman) Limited	九州カード株式会社
西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社	NCBオフィスサービス株式会社	株式会社NCB経営情報サービス
シティ・ターンアラウンド・サポート株式会社	NCBビジネスサービス株式会社	西日本信用保証株式会社
Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited	NCBモーゲージサービス株式会社	

なお、Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limitedは設立により当中間連結会計期間より連結子会社といたしました。

また、前連結会計年度連結子会社でありましたNishi-Nippon Preferred Capital (Cayman) Limitedは清算終了により連結の範囲から除外しておりますが、清算終了時までの損益計算書については連結しております。

(2) 非連結子会社 1社 会社名：西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名：株式会社エヌ・ティ・ティ・データNCB

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 会社名：西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～60年

動産：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

当行の破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引

いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46,448百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(追加情報)

役員退職慰労引当金は支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の適用により役員賞与を費用処理することが必要になったこと、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の公表を契機として、前連結会計年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。

前中間連結会計期間において同じ基準によった場合、経常利益は73百万円、税金等調整前中間純利益は876百万円それぞれ減少いたします。

(9) 時効預金払戻損失引当金

時効預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、利益計上した時効預金については、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)(以下、本報告)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から本報告を適用し、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を時効預金払戻損失引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、経常利益は7百万円増加し、税金等調整前中間純利益は664百万円減少しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ)内部取引等

デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社はうち1社で一部の負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、その他の連結子会社はヘッジ会計を行っておりません。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（平成19年9月期）

〔金融商品に関する会計基準〕

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

〔連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針〕

企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。

なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

注記事項： 中間連結貸借対照表関係（平成19年9月末）

1. 有価証券には、非連結子会社の出資金273百万円及び関連会社の株式288百万円を含んでおります。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は15,487百万円、延滞債権額は131,819百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は15百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は71,961百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は219,283百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、62,499百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 56百万円

有価証券 278,223百万円

担保資産に対応する債務

預金 12,707百万円

債券貸借取引受入担保金 115,681百万円

借入金 6,875百万円

その他負債 60百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金2百万円、有価証券139,354百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は4,409百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,572,068百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,557,386百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び

同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 71,699百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 8,504百万円

(当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,500百万円が含まれております。

13. 社債は、劣後特約付社債82,000百万円、永久劣後特約付社債15,000百万円であります。

14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は19,512百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ21,904百万円減少します。

注記事項：中間連結損益計算書関係（平成19年9月期）

1. その他経常費用には、貸出金償却4,381百万円、貸出債権等を売却したことによる損失3,082百万円、貸倒引当金繰入額1,921百万円及び株式等償却1,210百万円を含んでおります。
2. 特別利益には、償却債権取立益1,385百万円を含んでおります。
3. 特別損失には、減損損失2,874百万円及び時効預金払戻損失引当金の計上に伴う過年度負担額671百万円を含んでおります。
4. 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。

【減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額】

(イ)福岡県外		(ロ)その他	
①主な用途		①主な用途	
遊休資産	1カ所	のれん	
営業用店舗	1カ所		
②種類		②種類	
土地建物		連結子会社のれん	
③減損損失額		③減損損失額	
遊休資産	7百万円		2,697百万円
(うち土地)	4百万円)		
(うち建物)	2百万円)		
営業用店舗	170百万円		
(土地)	170百万円)		

上記の資産のうち、有形固定資産については、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(177百万円)として特別損失に計上しております。のれんについては、連結子会社の自己株式取得に伴い発生したものを、回収可能性を考慮し、のれん全額を減損損失(2,697百万円)として特別損失に計上しております。

【資産グループの概要及びグルーピングの方法】

- (イ)資産グループの概要
 - ①遊休資産等
店舗・社宅跡地等
 - ②営業用店舗
営業の用に供する資産
 - ③のれん
連結子会社のれん
- (ロ)グルーピング方法
 - ①遊休資産等
各々が独立した資産としてグルーピング
 - ②営業用店舗
原則、営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)
 - ③のれん
各々が独立した資産としてグルーピング

【回収可能価額】

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は主として正味売却価額であり、その算定は、「不動産鑑定評価基準(国土交通省)」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除することにより行っております。

注記事項：中間連結株主資本等変動計算書関係（平成19年9月期）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796,732	—	—	796,732	
第一回優先株式	35,000	—	—	35,000	
合計	831,732	—	—	831,732	
自己株式					
普通株式	1,085	124	15	1,194	(注)
合計	1,085	124	15	1,194	

(注) 自己株式の普通株式の増加124千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少15千株は、単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,182	4.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第一回優先株式	420	12.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

注記事項： 中間連結キャッシュ・フロー計算書関係（2期分）

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

（単位：百万円）

	平成18年9月末	平成19年9月末
現金預け金勘定	318,409	304,415
普通預け金	△ 12,869	△ 2,234
定期預け金	△ 48,100	△ 44,058
郵便貯金	△ 1,174	△ 3,581
その他の預け金	△ 147	△ 330
現金及び現金同等物	256,116	254,209

注記事項： リース取引関係（2期分）

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

■ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

（単位：百万円）

	平成18年9月期			平成19年9月期		
	動産	その他	合計	動産	その他	合計
取得価額相当額	8,032	26	8,059	1,894	—	1,894
減価償却累計額相当額	5,710	24	5,735	1,244	—	1,244
中間連結会計期間末残高相当額	2,321	2	2,324	649	—	649

（注）取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産等の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

■ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額

（単位：百万円）

	平成18年9月期	平成19年9月期
1 年 内	1,012	251
1 年 超	1,311	397
合 計	2,324	649

（注）未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産等の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

■ 支払リース料

（単位：百万円）

	平成18年9月期	平成19年9月期
支払リース料	709	191

■ 減価償却費相当額

（単位：百万円）

	平成18年9月期	平成19年9月期
減価償却費相当額	709	191

■ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 減損損失について（平成18年9月期、平成19年9月期）

リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

注記事項：有価証券関係（2期分）

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

		平成18年9月末			平成19年9月末		
		中 間 連 結 貸借対照表計上額	時 価	差 額	中 間 連 結 貸借対照表計上額	時 価	差 額
国	債	10,000	9,915	△ 85	10,000	10,011	10
地 方	債	—	—	—	3,090	3,111	21
短 期 社	債	—	—	—	—	—	—
社	債	—	—	—	—	—	—
そ の 他		31,000	30,595	△ 404	28,000	27,961	△ 38
外 国 債 券		31,000	30,595	△ 404	28,000	27,961	△ 38
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		41,000	40,510	△ 489	41,090	41,084	△ 6

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

		平成18年9月末			平成19年9月末		
		取得原価	中 間 連 結 貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	中 間 連 結 貸借対照表計上額	評価差額
株 式		98,825	138,171	39,345	97,771	132,788	35,016
債 券		980,576	965,988	△ 14,588	1,037,185	1,024,411	△12,773
国 債		612,701	602,208	△ 10,493	553,428	543,421	△10,007
地 方 債		48,370	47,344	△ 1,025	70,070	69,761	△ 309
短 期 社 債		—	—	—	—	—	—
社 債		319,504	316,435	△ 3,069	413,685	411,228	△ 2,456
そ の 他		280,457	281,971	1,517	277,652	280,390	2,741
外 国 債 券		214,216	212,371	△ 1,841	209,615	207,758	△ 1,853
そ の 他		66,240	69,600	3,359	68,036	72,631	4,594
合 計		1,359,859	1,386,131	26,275	1,412,609	1,437,590	24,984

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額（平成18年9月末：△3百万円、平成19年9月末：△3百万円）は含まれておりません。

時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

（単位：百万円）

平成18年9月末		平成19年9月末	
金 額		金 額	
そ の 他 有 価 証 券			
非 上 場 株 式	17,670		17,467
非 公 募 事 業 債	28,328		24,795
そ の 他	3,755		1,674

注記事項：金銭の信託関係（2期分）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（単位：百万円）

	平成18年9月末			平成19年9月末		
	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	評価差額
その他の金銭の信託	—	—	—	1,001	1,001	—

注記事項：その他有価証券評価差額金（2期分）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成18年9月末	平成19年9月末
評価差額	26,275	24,984
その他有価証券	26,275	24,984
その他の金銭の信託	—	—
(△)繰延税金負債	10,038	8,637
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	16,237	16,346
(△)少数株主持分相当額	31	△ 160
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—	1
その他有価証券評価差額金	16,206	16,508

注記事項：デリバティブ取引関係（2期分）

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

（単位：百万円）

			平成18年9月末			平成19年9月末		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 店頭	通貨先物		—	—	—	—	—	—
	通貨オプション		—	—	—	—	—	—
	通貨スワップ		129,455	206	206	176,147	312	312
	為替予約		2,733	5	5	3,968	13	13
	通貨オプション		3,208	—	19	50,329	—	266
	その他		—	—	—	—	—	—
合計				211	230		326	593

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

5. 商品関連取引

該当ありません。

6. クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

注記事項：ストック・オプション等関係（2期分）

該当ありません。

注記事項：セグメント情報（2期分）

1. 事業の種類別セグメント情報

（単位：百万円）

平成18年9月期					
	銀行業務	その他の業務	計	相殺消去	連結
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	86,150	4,496	90,646	—	90,646
(2) セグメント間の内部経常収益	330	5,682	6,012	(6,012)	—
計	86,481	10,178	96,659	(6,012)	90,646
経常費用	62,709	8,663	71,372	(5,937)	65,434
経常利益	23,772	1,515	25,287	(75)	25,212
資産	6,830,463	140,721	6,971,185	(56,056)	6,915,128

（単位：百万円）

平成19年9月期					
	銀行業務	その他の業務	計	相殺消去	連結
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	88,355	4,157	92,513	—	92,513
(2) セグメント間の内部経常収益	330	4,849	5,180	(5,180)	—
計	88,686	9,007	97,694	(5,180)	92,513
経常費用	73,344	7,533	80,878	(7,495)	73,382
経常利益	15,342	1,473	16,815	2,315	19,131
資産	6,908,664	122,336	7,031,001	(63,989)	6,967,011

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業区分の主な事業内容

(1) 銀行業務…銀行業

(2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、クレジットカード等

2. 所在地別セグメント情報

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、平成18年9月期及び平成19年9月期の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 国際業務経常収益

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、平成18年9月期及び平成19年9月期の国際業務経常収益の記載を省略しております。

注記事項：1株当たり情報（2期分）

（単位：円）

1株当たり純資産額
1株当たり中間純利益
潜在株式調整後1株当たり中間純利益

（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

純資産の部の合計額
純資産の部の合計額から控除する金額
うち少数株主持分
うち第一回優先株式の発行価額
普通株式に係る中間期末の純資産額
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数

2. 1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

1株当たり中間純利益
中間純利益
普通株主に帰属しない金額
普通株式に係る中間純利益
普通株式の期中平均株式数

潜在株式調整後1株当たり中間純利益
中間純利益調整額
普通株式増加数
うち第一回優先株式
うち第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

平成18年9月期	平成19年9月期
295.26	312.91
18.99	8.58
16.53	7.91

（単位：百万円）

平成18年9月期	平成19年9月期
309,760	309,704
74,797	60,766
39,797	25,766
35,000	35,000
234,963	248,937
795,759千株	795,538千株

（単位：百万円）

平成18年9月期	平成19年9月期
14,632	6,831
—	—
14,632	6,831
770,344千株	795,591千株

（単位：百万円）

平成18年9月期	平成19年9月期
—	—
114,549千株	67,829千株
88,889千株	67,829千株
25,659千株	一千株

注記事項：重要な後発事象（2期分）

該当ありません。

4 リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成18年9月末	平成19年9月末
破綻先債権	20,030	15,487
延滞債権	167,091	131,819
3ヵ月以上延滞債権	322	15
貸出条件緩和債権	90,568	71,961
リスク管理債権計	278,013	219,283

5 自己資本の充実の状況

連結自己資本比率

連結自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき算出しております。

平成18年9月末は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

(単位：百万円)

		平成18年9月末	平成19年9月末
基本的項目 (Tier I)	資 本 金 (うち非累積的永久優先株)	85,745 (—)	85,745 (—)
	新 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	資 本 剰 余 金	90,301	90,301
	利 益 剰 余 金	48,340	63,182
	自 己 株 式 (△)	479	587
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	社 外 流 出 予 定 額 (△)	—	—
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—	—
	為 替 換 算 調 整 勘 定	△0	△0
	新 株 予 約 権	—	—
	連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分 (うち 海外特別目的会社の発行する優先出資証券)	39,621 (20,800)	25,611 (17,000)
	営 業 権 相 当 額 (△)	—	—
	の れ ん 相 当 額 (△)	905	570
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	3,687
計 A (うち ステップ・アップ金利条項付の優先出資証券) [注1]		262,623 (—)	259,995 (17,000)
補完的項目 (Tier II)	土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 4 5 % 相 当 額	24,209	23,342
	一 般 貸 倒 引 当 金	45,273	44,261
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等 (うち 永 久 劣 後 債 務) [注2]	83,100 (15,000)	102,500 (15,000)
	(うち 期限付劣後債務及び期限付優先株) [注3]	(68,100)	(87,500)
	計 う ち 自 己 資 本 へ の 算 入 額 B	152,582 133,613	170,104 153,343
控 除 項 目	控 除 項 目 C [注4]	3,555	4,124
自己資本額 A+B-C D		392,681	409,213
リスク・ アセット等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	4,093,632	4,032,403
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	115,107	80,013
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 E	4,208,740	4,112,417
	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 に 係 る 額 G÷8% F	—	287,610
	< 参 考 > オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 G	—	23,008
	計 E+F H [注5]	4,208,740	4,400,027
連 結 自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準) = D ÷ H × 100		9.33%	9.30%
< 参 考 > T i e r I 比 率 = A ÷ H × 100		6.23%	5.90%

(注) 1. 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

5. 平成18年9月末の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

連結自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りであります。

発行会社	Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited
発行証券の種類	非累積型・固定変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めなし(永久) 但し、平成29年7月以降の各配当支払日に、発行会社はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
発行総額	170億円(一口当り発行価額1,000万円)
払込日	平成19年6月27日
配当	当初10年間は固定配当(但し、平成29年7月以降の配当計算期間については、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される。)
配当支払日	毎年1月15日及び7月15日(初回の配当支払日は平成20年1月15日) 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (i) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書(注1)を交付した場合 (ii) 当行が当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行配当最優先株式に関する配当を全く支払わない旨確定的に宣言した場合 (iii) 当該配当支払日が清算期間(注2)中に到来する場合 (iv) 当該配当支払日が監督期間(注3)中に到来する場合 (v) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付した場合 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	当行がある事業年度につき、当行の配当が最優先する優先株式の配当について減額又は停止した場合には、当該事業年度終了後の7月及び翌年の1月の配当支払日の本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。(但し、中間配当については考慮しない。)
分配制限	本優先出資証券の配当は、以下に定める金額を限度とする。 (i) 発行会社が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日の分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して、当行のすべての種類の優先株式について支払う旨確定的に宣言された配当(中間配当(もしあれば)を除く。)の金額 (b) 同順位証券についてかかる事業年度末以降に宣言された配当及びその他の分配金の金額 (ii) 発行会社が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(i)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行会社が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y) (当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(i)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当及びその他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
強制配当	当行がある事業年度につき、当行普通株式への配当を行った場合には、発行会社は当該事業年度終了後の7月及び翌年1月の配当支払日に本優先出資証券に対し全額配当を行うことを要する。但し、配当停止条件の制限及び適用される分配制限又は配当制限に服する。
残余財産分配優先権	一口当り1,000万円

(注)1. 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に交付する証明書。支払不能状態とは、(x)当行が破産法上の「支払不能」にあたるか、又はその負債が当行の資産を超えるか、若しくは対応する利息支払日に本劣後ローン契約の条項に基づいて支払が停止されなければ支払われるべき本劣後ローンの利息の支払を行うことにより超える場合、又は(y)金融庁又は日本の金融監督を統轄するその他の行政機関が、適用ある法律との関連でかつそれに基づき、当行が支払不能状態である旨判断し、それに基づいて当行に関して法的措置をとった場合をいう。

2. 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間をいう。清算事由とは、(a)日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合(会社法(その承継する法令を含む。))に基づく当行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

3. 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間をいう。監督事由とは、当行が内閣総理大臣に対し、(i)金融商品取引法により提出することが要求される有価証券報告書若しくは半期報告書、又は(ii)同法に基づく提出の必要がなくなった場合には、銀行法により提出することが要求される業務報告書又は中間業務報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

定量情報：告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

定量情報：自己資本の構成

自己資本の構成については、28頁『連結ベース 5.自己資本の充実の状況 連結自己資本比率』に記載しております。

なお、当行グループは告示第27条（マーケット・リスク相当額不算入の特例）を適用しているため、準補完的項目を算入していません。

定量情報：各種リスクに対する所要自己資本

前中間期（平成18年9月末）の計数は「旧告示」に基づいているため、記載していません。

1. 信用リスクのリスク・アセット及び所要自己資本額

(1) 資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

	平成19年9月末		＜参考＞
	信用リスク・アセット A	所要自己資本 A×4%	リスク・ウェイト (%)
現金	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	41	1	0～100
国際決済銀行等向け	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	13,556	542	20～100
国際開発銀行向け	32	1	0～100
我が国の政府関係機関向け	17,160	686	10～20
地方三公社向け	7,385	295	20
金融機関及び証券会社向け	181,558	7,262	20～100
法人等向け	1,926,636	77,065	20～100
中小企業等向け及び個人向け [注1]	943,644	37,745	75
抵当権付住宅ローン	131,363	5,254	35
不動産取得等事業向け	296,786	11,871	100
三月以上延滞等 [注2]	50,136	2,005	50～150
取立未済手形	333	13	20
信用保証協会等による保証付	34,261	1,370	10
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	10
出資等	140,700	5,628	100
上記以外	211,902	8,476	100
証券化（オリジネーターの場合）	52,534	2,101	20～100
証券化（オリジネーター以外の場合）	13,281	531	20～350
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち個々の資産の把握が困難な資産	11,089	443	—
計	4,032,403	161,296	

(注)1. 「中小企業等向け及び個人向け」は、告示第68条を適用しリスク・ウェイトを75%としたエクスポージャーについて記載しております。

2. 「三月以上延滞等」は、3ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーについて、記載しております。

(2) オフ・バランス項目

(単位：百万円)

	平成19年9月末		<参考> 掛目 (%)
	信用リスク・アセット A	所要自己資本 A×4%	
任意の時期に無条件で取消可能 又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	0
原契約期間が1年以下のコミットメント	2,797	111	20
短期の貿易関連偶発債務	541	21	20
特定の取引に係る偶発債務 (うち 経過措置を適用する元本補てん信託契約)	410 (—)	16 (—)	50 50
N I F 又は R U F	—	—	50
原契約期間が1年超のコミットメント	5,509	220	50
信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち 借入金 の 保証)	58,002 (47,704)	2,320 (1,908)	100 100
(うち 有価証券 の 保証)	(100)	(4)	100
(うち 手形 引 受)	(—)	(—)	100
(うち 経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	(—)	(—)	100
(うち クレジット・デリバティブのプロテクション提供)	(—)	(—)	100
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等【控除後】 (買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等【控除前】)	2,844 (3,092)	113 (123)	— 100
(控 除 額) (△)	(247)	(9)	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	100
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	1,912	76	100
派 生 商 品 取 引 (デ リ バ イ ブ 取 引)	7,993	319	—
(外 為 関 連 取 引)	(7,844)	(313)	—
(金 利 関 連 取 引)	(149)	(5)	—
(金 関 連 取 引)	(—)	(—)	—
(株 式 関 連 取 引)	(—)	(—)	—
(貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引)	(—)	(—)	—
(そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引)	(—)	(—)	—
(クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク))	(—)	(—)	—
(一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果) (△)	(—)	(—)	—
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—
未 決 済 取 引	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完 及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	0~100
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	100
計	80,013	3,200	

(注) 参考に記載した「掛目」は、オフ・バランス取引の与信相当額を算出するにあたり、簿価又は想定元本額に乗ずる値であります。

2. オペレーショナル・リスクのリスク相当額および所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成19年9月末		
	オペレーショナル・リスク相当額 A	オペレーショナル・リスク相当額 に係るリスク・アセット B=A÷8%	所要自己資本 B×4%
基 礎 的 手 法 採 用 分	23,008	287,610	11,504
粗 利 益 配 分 手 法 採 用 分	—	—	—
先 進 的 計 測 手 法 採 用 分	—	—	—
計	23,008	287,610	11,504

3. 総所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成19年9月末	
	リスク・アセット A	所要自己資本 A×4%
信 用 リ ス ク	4,112,417	164,496
資産（オン・バランス）項目	4,032,403	161,296
オフ・バランス取引項目	80,013	3,200
オペレーショナル・リスク	287,610	11,504
計	4,400,027	176,001

定量情報：信用リスクに関する事項

前中間期（平成18年9月末または平成18年9月期）の計数は「旧告示」に基づいているため、記載しておりません。

1. 信用リスク全般（証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

(1) 信用リスクにかかるエクスポージャーの内訳

信用リスクにかかるエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く）の残高（地域別、業種別、残存期間別）は、以下のとおりであります。

なお、期中平均残高は、中間期末残高と大幅に乖離していないため記載しておりません。

①地域別内訳

■ 平成19年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計	三月以上 延滞等
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ 取引	その他		
国 内	4,762,052	1,053,323	742,884	14,326	363,011	6,935,598	48,432
国 外	—	246,405	—	—	—	246,405	—
計	4,762,052	1,299,728	742,884	14,326	363,011	7,182,004	48,432

(注)1.「資産（オン・バランス）項目」については、中間連結貸借対照表計上額に基づき算出しております。

なお、その他有価証券については、評価差益（グロス）を中間連結貸借対照表計上額から控除しております。

2.「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。

3.「三月以上延滞等」は、3ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーであります。

②業種別内訳

■ 平成19年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計	三月以上延滞等
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他		
業 種 区 分 の あ る も の	4,762,052	1,299,728	—	14,326	363,011	6,439,119	48,432
製 造 業	303,586	6,064	—	1,480	4,079	315,209	3,072
農 業	3,270	—	—	—	94	3,365	42
林 業	190	—	—	—	0	191	—
漁 業	2,765	—	—	116	5	2,887	88
鉱 業	5,235	100	—	—	—	5,335	—
建 設 業	285,034	1,792	—	—	7,432	294,258	2,945
電気・ガス・熱供給・水道業	46,356	70	—	—	18	46,445	0
情 報 通 信 業	20,902	56	—	—	30	20,988	75
運 輸 業	134,643	1,150	—	326	2,293	138,414	2,290
卸 売 ・ 小 売 業	577,517	7,206	—	4,838	6,440	596,003	3,460
金 融 ・ 保 険 業	140,758	419,858	—	7,312	328,891	896,821	197
不 動 産 業	975,561	2,310	—	—	5,157	983,029	8,442
各 種 サ ー ビ ス 業	784,838	4,932	—	130	6,776	796,678	6,762
国・地方公共団体等	160,423	827,260	—	—	—	987,683	—
そ の 他	1,320,967	28,929	—	120	1,789	1,351,807	21,054
業 種 区 分 の な い も の	—	—	742,884	—	—	742,884	—
計	4,762,052	1,299,728	742,884	14,326	363,011	7,182,004	48,432

(注)1.「資産（オン・バランス）項目」については、中間連結貸借対照表計上額に基づき算出しております。

なお、その他有価証券については、評価差益（グロス）を中間連結貸借対照表計上額から控除しております。

2.「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。

3.「三月以上延滞等」は、3ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーであります。

③残存期間別

■ 平成19年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他	
1 年 以 下	1,136,332	259,733	—	725	132,260	1,529,052
1 年 超 3 年 以 下	793,076	330,040	—	4,292	7,939	1,135,349
3 年 超 5 年 以 下	624,100	174,919	—	2,744	3,332	805,096
5 年 超 7 年 以 下	374,897	119,391	—	3,872	2,548	500,709
7 年 超 10 年 以 下	485,139	237,847	—	2,577	4,617	730,182
10 年 超	1,069,212	149,858	—	—	38,681	1,257,752
期間の定めのないもの	279,293	27,937	742,884	114	173,630	1,223,861
計	4,762,052	1,299,728	742,884	14,326	363,011	7,182,004

(注)1.「資産（オン・バランス）項目」については、中間連結貸借対照表計上額に基づき算出しております。

なお、その他有価証券については、評価差益（グロス）を中間連結貸借対照表計上額から控除しております。

2.「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。

(2) 貸倒引当金の内訳

① 貸倒引当金の期中増減

■ 平成19年9月期

(単位：百万円)

	平成19年3月末	期中増加	期中減少		平成19年9月末
			[目的使用]	[その他]	
一般貸倒引当金	44,609	44,261	—	44,609	44,261
個別貸倒引当金	29,194	25,589	5,874	23,320	25,589
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
貸倒引当金計	73,803	69,851	5,874	67,929	69,851

(注) 期中減少額 [その他] は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金…洗替による取崩額
個別貸倒引当金…税法による取崩額

② 個別貸倒引当金の地域別内訳

■ 平成19年9月期

(単位：百万円)

	平成19年3月末	期中増加	期中減少		平成19年9月末
			[目的使用]	[その他]	
国内	29,194	25,589	5,874	23,320	25,589
外国	—	—	—	—	—
個別貸倒引当金計	29,194	25,589	5,874	23,320	25,589

(注) 期中減少額 [その他] は、税法による取崩額であります。

③ 個別貸倒引当金の業種別内訳

■ 平成19年9月期

(単位：百万円)

	平成19年3月末	期中増加	期中減少		平成19年9月末
			[目的使用]	[その他]	
製造業	2,207	1,973	146	2,060	1,973
農業	22	1	2	19	1
林業	—	—	—	—	—
漁業	294	269	13	281	269
鉱業	0	—	—	0	—
建設業	2,091	1,940	433	1,657	1,940
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0
情報通信業	494	422	11	483	422
運輸業	1,801	1,445	638	1,163	1,445
卸売・小売業	3,333	2,729	972	2,360	2,729
金融・保険業	191	308	21	170	308
不動産業	7,304	7,120	585	6,719	7,120
各種サービス業	9,855	8,061	3,097	6,757	8,061
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
その他	1,597	1,315	△ 48	1,645	1,315
個別貸倒引当金計	29,194	25,589	5,874	23,320	25,589

(注) 1. 期中減少額 [その他] は、税法による取崩額であります。

2. バルクセルに伴う期中減少額は、個々の取引先ベースでは [目的使用] と [その他] に区分しておりますが、合計ベースでは [目的使用] に計上されるため、その差異を業種 [その他] で調整しております。

3. 一般貸倒引当金について、地域別・業種別の区分ごとの算定を行っておりません。

(3) 貸出金償却の業種別内訳

(単位：百万円)

平成19年9月期		
製	造	業
農		業
林		業
漁		業
鉱		業
建	設	業
電気・ガス・熱供給・水道業		
情	報	通 信 業
運	輸	業
卸	売 ・ 小 売	業
金	融 ・ 保 険	業
不	動 産	業
各種サービス業		
国・地方公共団体等		
その他の		
貸出金償却計		

(4) 信用リスク削減手法の効果勘案後のエクスポージャーの内訳

(単位：百万円)

		平成19年9月末		
		格付あり [注1]	格付なし	計
リスク・ウェイト 区分別	0%	40,793	1,311,761	1,352,554
	10%	—	521,410	521,410
	20%	365,909	96,785	462,694
	35%	—	375,323	375,323
	50%	157,061	7,943	165,005
	75%	—	1,229,194	1,229,194
	100%	78,807	2,675,607	2,754,415
	150%	1,168	24,994	26,163
	350%	—	—	—
	— [注2]	—	8,518	8,518
資本控除した額 [注3]		—	—	—
計		643,740	6,251,539	6,895,280

(注) 1. 「格付あり」とは、以下に掲げるものであります。

- (1) 原債務者または保証人について適格格付機関による格付が付与されているもの。
 - (2) 「金融機関・証券会社向け」のうち、その金融機関等が設立された国の中央政府に対して適格格付機関による格付が付与されているもの。
 - (3) 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」のうち、その公共部門が所在する国の中央政府に対して適格格付機関による格付が付与されているもの。
2. リスク・ウェイト区分別「—」は、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産であります。
3. 「資本控除した額」とは、告示第31条第1項第3号および第6号（告示第127条および第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額であります。

(5) 信用リスク削減手法による効果

当行グループは信用リスク・アセットの算出にあたり、信用リスク削減手法を適用しております。

信用リスク削減手法のうち、「適格金融資産担保」及び「保証」により効果が勘案された額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成19年9月末
適格金融資産担保	217,526
現金及び自預金	173,321
債 券	—
株 式	36,692
投資信託	7,513
保 証	—
	188,749

2. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手に関する事項

(1) 与信相当額

■ 平成19年9月末

(単位：百万円)

	与信相当額 〔信用リスク削減手法 の効果勘案前〕 A	担保による 信用リスク削減手法 の効果 B	与信相当額 〔信用リスク削減手法 の効果勘案後〕 A－B
派 生 商 品 取 引 (デ リ バ イ ブ 取 引)	14,326	—	14,326
外 為 関 連 取 引	13,579	—	13,579
金 利 関 連 取 引	746	—	746
金 関 連 取 引	—	—	—
株 式 関 連 取 引	—	—	—
貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—	—
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	—	—	—
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—
計	14,326	—	14,326

(注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式により算出しております。

2. 与信相当額＝時価評価により算出した再構築コスト (ただし零を下回らないもの)

＋グロスのアドオン (想定元本額に、取引種類・残存期間に応じて定められた掛目を乗じたもの)

なお、平成19年9月末の再構築コストは2,136百万円であります。

3. 告示第79条及び告示附則第14条の規定により、原契約期間が14日以内の外為関連取引については、与信相当額の算出対象から除外しております。

(2) 信用リスク削減手法として用いた担保の種類別内訳

該当ありません。

(3) クレジット・デリバティブ取引の想定元本額

① 与信相当額の算出対象となったクレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

② 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いたクレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

3. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 当行グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー

① 原資産の内訳

(単位：百万円)

	平成19年9月末			平成19年9月期
	原資産の額		原資産を構成する エクスポージャーのうち 三月以上延滞	原資産を構成する エクスポージャーの 当期損失額
	資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引		
住 宅 ロ ー ン 債 権	71,601	—	3	—
計	71,601	—	3	—

② 保有する証券化エクスポージャーの原資産別内訳

(単位：百万円)

	平成19年9月末	
	エクスポージャー	告示第247条の規定により 資本控除した額
住 宅 ロ ー ン 債 権	19,650	—
計	19,650	—

③ 保有する証券化エクスポージャーの残高および所要自己資本額のリスク・ウェイト区分別内訳

(単位：百万円)

		平成19年9月末	
		エクスポージャー	所要自己資本 リスク・アセット×4%
リスク・ウェイト 区分別	0%	—	—
	20%	—	—
	50%	—	—
	100%	—	—
	その他	19,650	2,101
資 本 控 除 し た 額		—	—
計		19,650	2,101

(注) 信用リスク・アセットの算出にあたっては、告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）を適用しているため、リスク・ウェイト区分に分けて記載せず「その他」としております。

④ 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額の原資産別内訳

(単位：百万円)

	平成19年9月末
住 宅 ロ ー ン 債 権	3,687
計	3,687

⑤ 早期償還条項付の証券化エクスポージャー

該当ありません。

⑥ 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

該当ありません。

⑦ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の原資産別内訳

該当ありません。

⑧ 告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット

当行グループがオリジネーターとして保有する証券化エクスポージャーについて、告示附則第15条の適用により算出された信用リスク・アセット額は52,534百万円であります。

(2) 当行グループが投資家である証券化エクスポージャー

①保有する証券化エクスポージャーの原資産別内訳

(単位：百万円)

平成19年9月末		
	エクスポージャー	告示第247条の規定により 資本控除した額
住 宅 ロ ー ン 債 権	17,634	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—	—
顧 客 手 形 債 権	2,100	—
事 業 者 向 け 貸 出	6,025	—
商 業 用 不 動 産	10,474	500
ア パ ー ト ロ ー ン 債 権	2,917	—
消 費 者 ロ ー ン 債 権	3,533	—
キ ャ ッ シ ン グ 債 権	—	—
社 債	176	—
そ の 他	—	—
計	42,862	500

②保有する証券化エクスポージャーの残高および所要自己資本額のリスク・ウェイト区分別内訳

(単位：百万円)

平成19年9月末		
	エクスポージャー	所要自己資本 リスク・アセット×4%
リスク・ウェイト 区分別	0%	—
	20%	31,033
	50%	8,507
	100%	2,820
	350%	—
資 本 控 除 し た 額		500
計		42,862
		531

③告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット

該当ありません。

定量情報：出資等エクスポージャー（株式）に関する事項

1. 中間連結貸借対照表計上額、時価

(単位：百万円)

平成19年9月末		
	中間連結貸借対照表 計上額	時 価
上場株式等エクスポージャー	135,360	135,360
株 式 (うち子会社・関連会社株式)	132,788 (—)	132,788 (—)
金 銭 の 信 託	2,572	2,572
そ の 他 (時価のないもの)	17,756	
株 式 (うち子会社・関連会社株式)	17,756 (288)	
金 銭 の 信 託	—	
フ ァ ン ド	27,251	
計	180,368	

(注)「上場株式等エクスポージャー」は、市場価格等による時価のあるものであります。

2. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成19年9月期	
売 却 に 伴 う 損 益	1,832
償 却 に 伴 う 損 益	1,210
計	622

3. 評価損益

(1) 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益

(単位：百万円)

平成19年9月末				
	取得価額 A	中間連結貸借対照表 計上額 B=C	時 価 C	評価差益 C-A
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	97,771	132,788	132,788	35,016
計	97,771	132,788	132,788	35,016

(2) 中間連結貸借対照表および中間連結損益計算書で認識されない評価損益

該当ありません。

定量情報：金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクについて、当行グループが内部管理上使用している金利リスク量（金利ショックに対する経済価値の増減額）は次のとおりであります。

(単位：百万円)

平成19年9月末	
金利ショックに対する経済価値の増減額	36,720
うち 円	33,141
うち 米ドル	2,943

(注) 1. 計測手法としては、VaR（信頼区間：99%、保有期間：3か月、観測期間：1年）を用いております。
2. 当行および長崎銀行について、計測しております。